

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2019 TIPLO, All Rights Reserved.

## TIPLO News

2019年4月号(J236)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw) もぜひご活用ください。

### 今月のトピックス

- 01 立法院が「専利法一部条文改正案」を可決
- 02 インテグリス社が家登を特許権侵害で提訴、知的財産裁判所の一審で家登に敗訴判決
- 03 製品が実用新案権侵害 ユニバーシアード協賛企業に100万新台幣ドルの賠償命令判決
- 04 立法院が「著作権法第 87 条、第 93 条条文」改正草案を可決
- 05 著作権侵害で、コンピュータゲーム会社に 2400 万新台幣ドルの賠償命令判決
- 06 清華大学が世界をリード、MRAM 核心技術の開発に成功

### 台湾知的財産権関連判決例

01 公平交易法関連

加盟本部が軽度な手段により加盟店の仕入数量に干渉した場合、たとえ契約締結前に開示がなくても著しい不公正行為を構成しない

## 今月のトピックス

J190416Y1

### 01 立法院が「専利法一部条文改正案」を可決

立法院が2019年4月16日に「専利法一部条文改正案」を可決し、意匠権の存続期間が12年から15年に延長されたので、台湾のデザイン業を発展させる一助となる見込みであり、特許及び実用新案登録出願許可査定分割制限も緩和され、特許救済案件の審査機能が向上するので、一層完備された特許保護制度が構築できた、と知的財産局がニュースリリースを発表した。

規制の緩和、国際規範の調整への対応及び特許審査実務の整備に合わせて、知的財産局から専利法一部条文改正案が提出され、2018年12月27日行政院会議での可決を経て、立法院の審議へ送られた。今回の改正条文は合計17条で、その改正の重点は次のとおりである。

#### 一、許可査定後における分割出願の適用範囲及び期間を拡大

現行規定では特許登録出願の許可査定後30日を経過して始めて分割出願することができるが、今回特許登録出願初審の許可査定書または再審査の許可査定書の送達後3ヶ月以内に分割出願できると緩和したほか、実用新案登録出願にも適用する。

#### 二、無効審判審理機能の向上

無効審判請求手続きにおいて、当事者双方が何回も無効審判請求理由、証拠を補充提出したり、または訂正を請求することにより審理期間が延長されることを避けるため、今回の改正においては、無効審判請求人は3ヶ月以内に無効審判請求理由を補充提出しなければならず、期限を越えた提出は斟酌しないことにし、またこれに併せて無効審判審理期間に、特許権者が訂正を請求できる期間を規定した。

#### 三、実用新案の訂正請求期間の改正及び審査方式の変更

実用新案出願には実体審査がなく、実用新案権範囲が事後訂正を通して任意に変更され、第三者の権益に影響が出ないようにするため、実用新案の訂正を請求できる期間を改正し、且つ現行の形式審査を実体審査に変更した。

#### 四、意匠権の存続期間を12年から15年に延長

意匠の国際登録に関するハーグ協定(The Hague Agreement Concerning the International Deposit of Industrial Designs)の意匠権存続期間は15年であり、意匠権保護が強化されていることを参考とし、意匠権の存続期間を12年から15年に延長し、台湾のデザイン業を発展させる一助とする。

#### 五、専利ファイル(包袋)保存スペース不足という問題を解決

現行では専利ファイルを永久保存するよう規定しているが、ファイルが合計210万件余りにも達し、ファイル保存スペースを拡張し続けなければならないという深刻な問題があるので、国際規範を参考にし、ファイルを分類して一定期間保存し、保存価値のないものは定期的に廃棄すると改正し、ファイル保存スペース不足という問題を解決する。

知的財産局は今回の改正を通して、法規の緩和、特許審査機能の向上により、企業の特許戦略を有利に進められるようにし、台湾デザイン業の発展を促進し、今後も積極的に周知を図り、市民に今回改正の内容を理解してもらうよう努める。(2019年4月)

J190325Y1

### 02 インテグリス社が家登を特許権侵害で提訴、知的財産裁判所の一審で家登に敗訴判決

ウエハ及びマスクのハンドリングソリューションを提供する米インテグリス社(Entegris, Inc.)は、2015年に台湾で競合相手である家登精密工業股份有限公司(Gudeng Precision Industrial Co., Ltd.、以下「家登精密」)を相手取り訴訟を提起して、家登精密が製造販売する「レチクルSMIFポッド」がインテグリス社の特許「光罩載具及支撐光罩之方法(Reticle Carrier, and Method for Supporting a Reticle)」を侵害していると主張していた。知的財産裁判所は2019年3月22日の一審判決にて、家登精密に2009~2018年における同製品の売上総額6億5千余万新台湾ドルの1.5倍、即ち9億7886万9835新台湾ドルを賠償するよう命じた。

本件について、家登精密は重要事実の説明会を開くとともにニュースリリースを発表して、

本件が確定するまで、9億7887万新台湾ドルを担保として供託すれば仮執行宣言を免脱できるため、会社運営にいかなる影響も生じないと述べた。さらに判決には多くの不合理と争議が存在するため、家登精密は上訴を提起するとともにその他の行動を起こし、今後は証拠を提出して、最終判決では勝訴を勝ち取ると同時に、会社の正常な運営を維持して、クライアントの権益を確保していきたいとしている。(2019年3月)

#### J190306Y1

### 03 製品が実用新案権侵害 ユニバーシアード協賛企業に100万新台湾ドルの賠償命令判決

大愛感恩科技股份有限公司 (Da.Ai Technology Co., Ltd.、以下「大愛公司」) は2017年に台北市で開催されたユニバーシアードにおいて、大会キャラクター「熊讚 (Bravo)」の図案が印刷された「折り畳み団扇」10万個を無料で提供した。この製品は大愛会社が晨嘉實業有限公司 (Cheng Ga Enterprise Co., Ltd.、以下「晨嘉公司」) から折り畳み団扇の中のワイヤを購入し、晨嘉会社が中国大陸の企業にワイヤの製造を委託した。その後、両社 (大愛公司与晨嘉公司) は台湾吉特百貨有限公司 (Lucky Special International Co., Ltd.、以下「台湾吉特公司」) から告訴され、「折り畳み団扇」に使用されているワイヤ構造は、台湾吉特会社が所有する実用新案「盤面に応用される可撓性構造 (原文：一種應用於一盤面之撓性結構)」を侵害していると指摘された。

知的財産裁判所は一審判決で台湾吉特会社に敗訴を言い渡した。本件は上訴が提起され、二審では晨嘉会社が確かに台湾吉特公司の実用新案権を侵害していると認められ、さらに大愛公司もチェックの義務を十分に果たさなかつた過失があつたとして、両社に台湾吉特公司に対し連帯で100万新台湾ドルを賠償するよう命じる判決が下され、確定した。(2019年3月)

#### J190416Y3

### 04 立法院が「著作権法第 87 条、第 93 条条文」改正草案を可決

知財局のニュースリリースによると、2019年4月16日に立法院で著作権法第87条、第93条条文改正草案が可決され、今後業者がセットトップボックスまたはAPPアプリケーションを使用して違法Webサイトへのアクセスを提供した場合、2年以下の有期懲役の刑事責任、又は最高で50万元以下の罰金を科すか、又は併科することとされた。新たなテクノロジーで生じた侵害態様に応じて立法規定することで、効果的に悪質重大なインターネット侵害問題を防ぐことができる。

近年一部の市販のセットトップボックスまたはAPPアプリケーションが、違法な視聴覚コンテンツを見るために、違法ウェブサイトへの便利なアクセスをユーザーに提供し、業者が許諾なしに毎月の料金徴収またはボックス販売により大きな利益を得て、著作財産権者または合法的に許諾を得たOTT業者の権益に重大な損害が生じており、これは台湾内容産業の発展にも影響している。

台湾の知的財産権の保護重視を実現するために、立法委員が改正草案を提出した。下記三種の行為を著作権侵害とみなし、行為者は民事損害賠償責任を負うほか、2年以下の有期懲役の刑事責任、又は最高で50万元以下の罰金をこれに科すか、又は併科するとの内容が追加された。:

- 一、ユーザーのダウンロードのために違法な視聴覚コンテンツへのアクセスをまとめるAPPアプリケーション (一般にピンジウオッチングという) を、Google Playストア、Appleストア、または他のWebサイトに公開する。
- 二、直接コンピュータープログラムを提供しないが、別途コンピュータープログラムをダウンロードして使用するための指示、支援またはプリセットパスも提供する。例えばセットトップボックスにはAPPアプリケーションが組み込まれていないが、設置をユーザーに指示するかまたは支援する。もしくはインストールして使用するユーザーのためにセットトップボックス内でプリセットパスを提供する。
- 三、前記コンピュータープログラムへのアクセス設備または器材の製造、輸入または販売。例えば、APPアプリケーションが組み込まれているセットトップボッ

クスの製造、輸入または販売。今後販売するセットトップボックスによりユーザーが侵害内容にアクセスできることを知りながら、販売した場合、法に触れることになる。

悪質業者がペイケーブルの月額使用料金無料またはケーブルテレビ使用料金一切無料等の広告により消費者を誘導して多くの侵害内容へアクセスできるセットトップボックスを購入させているので、改正草案はこのような悪質重大なセットトップボックスまたは APP アプリケーションだけに打撃を与えるものである。ただし、テクノロジーの中立性の原則に基づいて、侵害内容へアクセスができる APP が組み込まれていない携帯電話タブレットまたは合法的 OTT セットトップボックス等の装置は影響を受けない。このほか、たとえこのようなセットトップボックスまたは APP を購入したユーザーが法律に触れなかったとしても、このようなセットトップボックスまたは APP が提供する著作権内容は違法であり、随時摘発されて信号が遮断される可能性がある。知財局もここに出所不明なセットトップボックスを買わないようにユーザーに呼び掛けるものである。

今回の法改正可決後、侵害を防ぎ、及び台湾の文学創造及び映画とテレビ産業の発展を促し、今回の法改正内容をユーザーに知らせるために、知財局は積極的に宣伝を強化する予定である。(2019年4月)

### J190322Y3

#### 05 著作権侵害で、コンピュータゲーム会社に2400万新台湾ドルの賠償命令判決

智冠科技股份有限公司 (Soft-World International Corporation、以下「智冠科技」) は河洛遊戯有限公司 (Heluo Games Co., Ltd.、以下「河洛遊戯公司」) が製作したコンピュータゲーム「俠客風雲傳」が智冠科技のゲーム「武林群俠傳」の著作権を侵害している事を発見して告訴していたが、知的財産裁判所は河洛遊戯会社が智冠科技の著作権を侵害していると認定し、判決において河洛遊戯公司及び代表者徐〇〇に対して2400万新台湾ドルの賠償金支払いを命じ、さらにゲーム「俠客風雲傳」の頒布又は公開送信を継続してはならないとするとともに、新聞第1面に判決主文を1日掲載するよう命じた。本件は上訴できる。

智冠科技は以下のように主張している。2001年8月に智冠科技のゲーム開発チームに所属する4人の従業員が「武林群俠傳」を開発し、徐〇〇もその中の1人だった。その後、徐〇〇は独立して河洛遊戯公司を設立し、2015年7月に「俠客風雲傳」をリリースした。ゲーマーから「俠客風雲傳」のストーリー、操作画面、キャラクター設定等がいずれも「武林群俠傳」と極めて類似しているとの情報を得た。河洛遊戯公司是「俠客風雲傳は武林群俠傳のニューバージョン」という宣伝文句での販促すら行っており、智冠科技は河洛遊戯会社が盗作、改作して智冠科技の著作権を侵害した嫌疑があるため、告訴を提起するものである。

徐〇〇は以下のように抗弁した。「俠客風雲傳」をリリースした時、「電玩雙週刊」(訳注: 智冠科技が出版するゲーム雑誌)は「新武林群俠傳」というフレーズでゲームを宣伝しており、智冠科技は該ゲームが呈する様相をすでに知っていた。しかも該ゲームの光ディスク、説明書及び包装箱も智冠科技が代理製造していたが、智冠科技は2017年6月になって始めて提訴している。2年間の損害賠償請求時効はすでに過ぎており、刑事部分も不起訴となっている。さらに「俠客風雲傳」のストーリー、キャラクター、会話等はいずれも「武林群俠傳」より豊富であり、権利を侵害していない。

知的財産裁判所は調査した結果、2種類のゲームにおけるキャラクターのデザイン又は性格、ストーリー、背景、会話の内容、カンフーの技、さらには武器等にいたるまで、いずれも極めて類似しており、河洛遊戯公司是智冠科技の著作権を侵害していると認定し、河洛遊戯会社が「俠客風雲傳」をリリースして得た利益が合計4859万新台湾ドルである事と、双方が代理販売について約定した利益配分とを考慮して、河洛遊戯公司及び代表者の徐〇〇に、智冠科技に対して2400万新台湾ドルを賠償するよう命じる判決を下した。(2019年3月)

J190315Y5

## 06 清華大学が世界をリード、MRAM核心技術の開発に成功

清華大学（National Tsing Hua University）工学院（College of Engineering）の頼志煌院長は、物理学科（Department of Physics）の林秀豪教授等とともに分野を超えたチームを組んで、次世代の磁気抵抗メモリ（MRAM）に係る核心技術の開発に成功した。電子のスピン流で強磁性-反強磁性ナノ薄膜層の磁化反転を制御することで、メモリの大幅な大容量化に役立つだけでなく、停電になってもデータが失われない。将来MRAMを搭載した携帯電話端末やタブレットは待ち受け時間を少なくとも2倍に延ばすことができる。これに関する研究はすでに国際学術誌「ネイチャーマテリアル」（Nature Materials）に掲載されている。

林秀豪教授のMRAM原理の説明によると、電子は電荷を帯びているだけでなく、スピン特性を有する。電子の自転によって微小の磁気モーメントが生じ、チップ上で千万個の微小な磁石が形成され、この小さな磁石のN極が上向きか下向きかで0と1の記憶を決定することができ、演算しない時は電力を供給する必要がなく、演算の途中で停電となってもデータが消失しないという。

この研究がトップレベルの学術誌に認められたことは、MRAMにとってのブレークスルーとなっただけではなく、スピントロニクス発展に新たなビジョンをもたらした。（2019年3月）

## 台湾知的財産権関連判決例

### 01 公平交易法関連

#### ■ 判決分類：公平交易法

I 加盟本部が軽度な手段により加盟店の仕入数量に干渉した場合、たとえ契約締結前に開示がなくても著しい不公正行為を構成しない

#### ■ ハイライト

原告統一超商（セブンイレブン）の加盟店が被告公平交易委員会に告発し、原告が指示に従い注文、仕入れをするよう加盟店に要求し、経営利益と一致しない商品を購入させたと指摘した。被告が調査したところ、加盟契約締結時に統一超商が強制仕入れの要求を完全に開示していなかったため、公平交易法第25条に違反したとし、500万台湾ドル罰金を科した。原告はこれを不服として、台北高等行政裁判所に訴訟を提起して原処分取消を請求した。

裁判所で調査したところ、原告が仕入れを加盟店に「強制した」ことはなく、「警告、検討会議への参加、運営スコアの評価、店への定期訪問」等軽度な手段により、加盟店の仕入状況を管理していただけであり、仕入について、加盟店は自由に決定する余地があったと認めた。原告による加盟店への監督は、商業的営業監督の許容可能な範囲であり、たとえ契約締結前に開示しなくても、著しい不公正行為ではないと認め、原告勝訴の判決を下した。

#### II 判決内容の要約

台北高等行政裁判所判決

【裁判番号】106年度訴字第616号

【裁判日期】2018年6月14日

【裁判案由】公平交易法

原告 統一超商股份有限公司

被告 公平交易委員会

上記当事者間における公平交易法事件について、原告は被告の中華民國106年3月17日公処字第106016号処分書を不服として、行政訴訟を提起したが、次のとおり判決する：

主文

原処分を取消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

## 一 事実要約

加盟店は下記のように被告に述べた。つまり原告は、加盟契約及び管理規定の「営業内容と制限」及び「重大な違約」等規定により、その指示に従い注文、仕入れ及び他の経営事項を行うよう加盟店に要求し、経営利益と一致しない商品を加盟店に購入させたので、公平交易法規定に違反した。

被告は原告の加盟店募集過程の、関連重要な情報を把握するために、原告と契約を締結している委託加盟店をサンプリングして、アンケートを行い、更に前記アンケート回答者から一部の加盟店を選出してインタビューして結果を検証した。最後に被告は下記のように認めた。つまり、原告は指示に従うかまたは商品を注文するよう加盟店に要求し（例えば、シーズン商品またはお祝いギフト）、及び最低の注文数量または基準（例えば、生鮮食品類）を提案したが、その強制手段は加盟店の自由意思を拘束する程度に達し、強制的に加盟店の仕入れ等経営管理事項を不当に制限しており、また原告は加盟経営関係締結前に、書面により取引相手にこのような強制的制限を充分、且つ完全に開示しなかったため、公平交易法第 25 条規定に違反したと認定した。106 年 3 月 17 日公処字第 106016 号処分書（以下原処分という）により、原処分送達の日から、前記違法行為を直ちに中止し、且つ 2 ヶ月以内に改正するよう原告に命じ、且つ 500 万台湾ドルの過料を科した。原告はこれを不服として、本件の行政訴訟を提起した。

## 二 両方当事者の請求内容

(一) 原告の請求：原処分を取消す。訴訟費用は被告の負担とする。

(二) 被告の請求：原告の訴えを棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

## 三 本件の争点

(一) 原告が「提案」した注文数は、強制的注文（最低の注文量）の程度に達したか？

(二) 原告は加盟経営関係締結前に、加盟経営期間の最低の注文数量の加盟経営関係制限事項について、書面により取引相手に充分、且つ完全に開示しなかったため、公平交易法第 25 条の「取引秩序に影響するおそれのある欺瞞的または著しく不公正な行為」を構成したか？

## 四 判決理由の要約

(一) 適用法条及び法理

公平交易法第 25 条規定では、「事業者は、本法に規定するもののほか、取引秩序に影響するおそれのある欺瞞的または著しく不公正な行為をしてはならない。」となっている。所謂「著しく公正さを欠く方法」とは、著しく公正さを欠く方法により、競争または営業取引に従事することであり、情報不対等を利用する行為は、よくある類型の一つである。

しかし加盟本部から言えば、加盟本部の商業的監督は本質的に必ず加盟店に高いまたは低い拘束力があり、規定、制限が既に加盟店の注文の自由意思を抑えているとは言えない。且つより重大な経営制限事項を予め開示しない場合のみ、著しく公正さを欠くと言える。もし重要ではない経営制限事項である場合（例えば、不適格な店員を雇用してはならない）、たとえ加盟本部が加盟契約締結前に予め開示しなくても、著しく公正さを欠くとは言えない。よって、もし加盟店が業者の「提案注文量」を遵守しない場合に、加盟業者が重度な手段を使用せず、軽度な干渉のみならば、「加盟本部による加盟店の経営管理監督」の本質内容であり、たとえ加盟契約締結前に予め開示しなくても、著しく公正さを欠くものではないと認めるべきであり、公平交易法第 25 条規定を適用しない。

その反対に、もし本裁判所 105 年度訴字第 1686 号の通り、「全家便利商店股份有限公司（ファミリーマート）」が公平交易法第 25 条案件に違反した場合、全家便利商店股份有限公司の「直営店の店長に訓告を与える」及び加盟店への内容証明通知にある「直ちに改正しなければならず、且つ書簡送達後即日より再度類似の案件発生を禁止することを保証すべきであり、さもなければ、違反として加盟契約規定により処理する」、「できるだけはやく改善するよう通知し、さもなければ、委任経営契約第 39 条第 1 項の関連約定により契約を解約し、且つ第 41

条約定により懲罰性違約金及び損害賠償を請求する」等類似文字により、「解約(契約不更新)、懲戒、内容証明書類」の重度な手段により強制的に加盟店の注文自由意思を抑えた場合、公平交易法第 25 条に違反すると認められる。

(二) 原告が「提案」した注文数は、強制的注文(最低の注文量)の程度に達しない。:

1. 軽度な監督手段は加盟店の自由意思を抑えることはない。

原告が「処罰、警告、検討会議への参加、運営スコアの評価」により加盟店の注文の自由意思を拘束したと原処分では認めているが、このような行為がいずれも「強制的」程度に達するかについては、議論の余地がある。統一超商加盟契約第 25 条第 1 項第 16 号約定では、「原告指導者による経営管理に関する指導を受けない場合に、補正を催告しても、補正せずまたは完全に補正しない場合、重大な違約とみなす。」となっている。所謂催告とは「内容証明通知」をいう。また原処分という「処罰、警告」とは、即ちアンケートの中の「処罰、警告」であり、アンケートでは定義していない。加盟契約、告発書及び告発者の陳述記録、告発者の陳述意見書内容を参照し、更に過去被告が処分を下した全家便利商店股份有限公司の類似案件を参照すれば、原処分という「処罰」とは重大な違約の「解約」、「懲戒」であるはずであり、また「警告」は内容証明通知以外の口頭及び書面通知による警告であるはずである。

加盟店にとっては、「処罰、内容証明通知」の経営管理監督手段は、客観的に「重大な違約または契約不更新の高度な重大危険だと認められること」であり、加盟店の注文自由意思を抑えるに足りるものである。また「警告、検討会議への参加、運営スコアの評価、店への定期訪問」等監督手段は、客観的に加盟店が違約したと認められる軽微なリスクを構成するだけで、より軽度な手段であり、加盟店は「原告が提案した注文量」に従わない代価として軽度の損害(リスク)を選択することができ、注文するかは明らかに自由に選択する余地があり、たとえ予め開示しなくても、著しく公正さを欠くものではない。

2. 本件は加盟店の証言により、「加盟店には注文するかについて自由に選択する余地がある」と認定できる

(1) 原告が提案した最低注文量の営業監督手段が、加盟店の注文自由意思を抑える程度に達するかについては、一般的加盟店の反応によるべきであり、少数の特例によるべきではない。特に原告が「警告、検討会議への参加、運営スコアの評価」行為をしてはならず、単に主観的に原告がこの監督手段を執行すると加盟店が思っ、エリアマネージャーが提案した注文量に従う場合、実際は当該加盟店の個人主観的特質によるものなので、原告が提案した注文量が客観的に「加盟店の注文を強制する」行為だと認めてはならない。

(2) 調べたところ、原告が召喚を申立てた証人四名の証言は、代表とできる価値はないが、「いくつかの加盟店」の注文自由意思が抑えられていないと証明でき、原処分という「強制的仕入れ」行為はなかった。更に調べたところ、被告が面談した四名の加盟者は、被告が選択したアンケート内容の原告に不利なものをインタビューし、このような「原告に不利なサンプリング」について、もしインタビュー内容が原告に有利である場合、より高いサンプル代表性があると認めるべきである(他の原告に有利なアンケートが、もしインタビューであった場合、その結果は更に原告に有利である)。前記インタビュー結果について、四人の内、三人はほぼ「現在の提案仕入れについて協議することができ、強制性がない。過去提案量に従って注文しない場合、解約、書面による警告、内容証明通知または契約不更新はないが、店への定期訪問または Line グループから在庫切れ、または検討会への参加の催促があり、心理的に少々強制力があるが、重大ではない」と述べ、その注文の自由意思が抑えられたとは認められないので、当然原処分という「強制的仕入れ」はなかった。また唯一強制的仕入れがあると認めた証人 A も、仕入れにより処罰を受けたことはなく、内容証明通知を受けたこともなく、エリアマネージャーが内容証明通知により、口頭で解約すると警告し、且つ店に来て問題点を見つけ、精神的プレッシャーを与えただけであり、且つこの 1 年間、エリアマネージャーの要求程度は軽くなった等と証言した。

よって、提案注文量について、2015 年以前から現在まで、原告が「解約(契約不更新)、懲戒、内容証明通知」の重度な監督手段を使用したことは一度もなく、書面による警告をしたこともない。エリアマネージャーが採用した口頭警告、検討会議への参加、

運営スコアの評価、店への定期訪問は、たとえ若干の心理強制性が生じて、損害は大きくなく、加盟店が自ら評価したうえで、提案注分量を受けない場合、加盟店の注文自由意思が抑えられたと認めるのは難しい。

- (3) 被告はアンケートにより、注文を拒否した 15 人の内 4 人は本部による処罰を受けたと述べ (27%)、6 人は本部による警告を受けたが、処罰を受けたことがないと述べ (40%)、5 人は本部による警告を受けたことがないと述べた (33%)。且つ被告がインタビューしたいくつかの加盟店は、2015 年以前は原告の要求または指示による注文が重大、且つ強硬であったので、処罰、警告、心理的プレッシャー、関連検討会議への参加、加盟店運営スコアの評価等行為は、実に加盟店による注文商品の決定及び数量の自主意思を拘束していたので、2015 年以前は、原告が主張した加盟店の注文指導は単なる注文商品提案ではないことが明らかであると主張した。しかし調べたところ、アンケートは「処罰」について定義しておらず、何の「警告」も定義しておらず (口頭または書面?)、調査を受けた者が「処罰された」と返答した場合、注文要求を拒否して「関連検討会議への参加を要求されたか、または店への定期訪問があった (調査を受けた者が受けた処罰の種類について説明したことを被告は立証していない)」の可能性があり、アンケートを受けた者が「警告された」と返答した場合、注文要求を拒否して「エリアマネージャーに口頭警告されて内容証明通知が送付される可能性があった (但し実際に受けた者はいない)」。且つ実際に四人にインタビューしたところ、三人は監督手段が厳しくないと言え、一人は強制仕入れを要求されたが、仕入れにより処罰を受けたかまたは内容証明通知を受けたことはないと言った。よって、前記アンケート結果と訪問結果を比較したところ、アンケート内容は不明確で、且つ比率が相当ではなく、代表性が足りず、加盟店の注文自由意思が抑えられたと証明するのは難しい。

アンケートが「過去」加盟店はいつもエリアマネージャーと協議することができず、心理的強制があったと証明できたとしても、状況は深刻ではなく、注文の自由意思が抑えられた (強制的仕入れ) 程度には達しておらず、前記説明の通り、過去の「口頭による警告、検討会議への参加、運営スコアの評価」等軽度な干渉は、加盟店の注文の自由意思を抑えるに足りず、商業的営業監督の容許できる範囲である。

3. 他の証拠では加盟店に注文を自由に選択する余地がないと証明することができない  
告発人が提供した区組会議資料では、「エリアマネージャーの指示：パン類の五月の目標は 10% 成長、在庫切れ率 15% (現在パンの在庫切れ率は 17%)、今後類別 A 級品の在庫切れ率は 5% 以下要求の可能性はある」等要求があり、もし「提案」に従わない場合、エリアマネージャーは口頭で向上心がないと警告し、または成績で評価し、内容証明通知、契約不更新の手段により脅かしたとその証言は証人 A の証言とほぼ同一であるが、実際には原告は自発的に契約不更新または内容証明通知を送付したことがなく、且つ告発人が訴えても効果がなかったとの例もない。また前記エリアマネージャーによる口頭警告について、多数の証人は、現在存在しておらず且つ一種の心理的プレッシャーに過ぎず、効果は人によって異なり、加盟店の注文自由意思がいつも抑えられていたと認めるのは難しい。また告発人の陳述意見では、「本店が完全にエリアマネージャーの要求に従う理由は、もし従わない場合、特許経営契約及び管理規程第 25 条により重大違約だとみなされるからである」とあるが、エリアマネージャーによる書面警告または原告の内容証明通知を受ける前に、エリアマネージャーの口頭警告を重大違約または契約不更新の高度な危険とみなして (実は低度な危険)、告発人がエリアマネージャーと論争、協議せず、訴えもせず、全部従った場合、それは実は告発人の主観的特質によるものであり、注文自由意思がいつも抑えられていたと認めるのは難しく、原告に強制的仕入れの事実があると証明することはできない。

(三) 以上をまとめると、原告には強制的仕入れがなく、加盟店の仕入れの自由意思の軽度な干渉は、営業監督の許容できる範囲であり、たとえ契約締結前開示しなくても、明らかに公正さを失うような原処分の「原告の注分量の提案は強制的仕入れ (加盟店の注文自由意思がいつも抑えられた) について、原告は加盟経営関係締結前に、書面により取引相手に充分、且つ完全に加盟経営関係の制限事項を開示せず、取引秩序に影響する公正さを失う行為である」との認定は間違いのないものではなく、原告が取消を請求したことには理由があり、主文の通り原処



分を取消す。

以上の次第で、本件原告の訴えには理由があり、行政訴訟法第98条第1項前段により主文のとおり判決する。

2018年6月14日  
台北高等行政裁判所第一法廷  
審判長裁判官 黃秋鴻  
裁判官 陳心弘  
裁判官 畢乃俊

**TIPLO**  
Attorneys-at-Law

**TIPLO**  
Attorneys-at-Law  
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:  
台湾10409台北市南京東路二段125号  
偉成大樓7階  
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)  
Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:  
東京都新宿区新宿2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号  
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

---

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所  
© 2019 TIPLO, All Rights Reserved.